

議案第165号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成22年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 8 2 4 号 線	216 99	4 50 ~ 14 01	さいたま市桜区大字 大久保領家字道場6 2 1 番地先	さいたま市桜区大字 下大久保字作田 8 8 6 番 1 地先	
E 第 2 6 8 号 線	33 77	4 50	さいたま市浦和区仲 町四丁目 1 2 7 番 7 地先	さいたま市浦和区仲 町四丁目 1 2 7 番 4 地先	
第 7 6 6 号 線	95 01	4 00	さいたま市中央区八 王子三丁目 3 8 番 1 5 地先	さいたま市中央区八 王子三丁目 3 8 番 1 6 地先	
2 2 5 0 4 号 線	343 75	12 10 ~ 18 43	さいたま市見沼区大 字東新井字海老沼上 5 7 4 番 4 地先	さいたま市見沼区大 字東新井字海老沼上 5 7 4 番 4 地先	
2 2 5 0 5 号 線	195 11	2 73 ~ 2 96	さいたま市見沼区大 字南中野字海老沼 5 0 0 番 3 地先	さいたま市見沼区大 字南中野字海老沼 4 8 4 番 2 地先	
3 2 6 7 0 号 線	72 37	6 00	さいたま市西区宮前 町 6 1 3 番 8 地先	さいたま市西区宮前 町 6 1 5 番 3 地先	
4 5 0 6 号 線	43 08	4 00	さいたま市岩槻区仲 町一丁目 1 3 8 番 4 地先	さいたま市岩槻区仲 町一丁目 1 3 8 番 2 0 地先	
5 2 5 8 号 線	117 62	4 50	さいたま市岩槻区大 字長宮字前田 6 2 2 番 2 地先	さいたま市岩槻区大 字長宮字前田 6 2 2 番 4 地先	